

佐賀県告示第 646 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成 29 年 12 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

指定番号	区域		埋立地の区分
	所在	地番	
15	佐賀市三瀬村藤原字 小ヶ倉	1786 番 57	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号)第 13 条の 2 第 1 号 に規定する埋立地
		1786 番 58	
		1786 番 59	
		1786 番 60	
		1786 番 61	
		1786 番 63	
		1786 番 64	
		1786 番 66	
		1786 番 67	
		1786 番 68	
		1786 番 91	
		1786 番 112	
		1786 番 113	
		1786 番 114	
		1786 番 115	
		1786 番 116	
		1809 番	
		1810 番 1	
		1810 番 2	
		1811 番	
		1812 番	
		1813 番	
		1814 番 1	
		1814 番 2	
1815 番 1			
1816 番			
1818 番 1			
1818 番 3			
1818 番 4			
1818 番 5			
1818 番 6			

	1819 番	
--	--------	--